

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第53号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅建設促進条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

議案第53号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅建設促進条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

移住・定住の取り組みを推進するために、町有遊休地の活用を図り、民間活力を導入した賃貸住宅等の建設を促進するための、条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、移住定住向けの住宅需要や町外通勤者の町内定着を図り、活気あるまちづくりに取り組んでいくものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第54号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第54号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

移住・定住の取り組みを推進するために、町有遊休地の活用を図り、民間活力を導入した賃貸住宅等の建設をされる方に対して、固定資産税を減免する条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、移住定住向けの住宅需要や町外通勤者の町内定着を図り、活気あるまちづくり

に取り組んでいくものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第56号 小坂町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。

議案第56号 小坂町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例制定につい

ての報告書。

1、議案の要旨。

中小企業者の事業資金等の融資斡旋について、これまで事業を営んでいる者を支援の対象としていたのを、加えて起業する者にも融資斡旋ができるように、条例の一部を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、地域経済の拡大及び活性化を図るために、起業を支援するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第４、議案第58号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第５、議案第59号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第60号 平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第61号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第61号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についての提案理由を申し上げます。

類似町村の地域福祉に関する調査を実施し、当町議会活動の一助としたいということでございます。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第61号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第62号 類似町村の産業振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第62号の提案理由を申し上げます。

類似町村の産業振興に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいものであります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第62号 類似町村の産業振興に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第63号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 鹿兒島 巖君登壇〕

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） 議案第63号の提案理由の説明をいたします。

類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいというものであります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましても、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましても、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第63号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。

1、陳情の要旨。

2019年度政府予算編成において、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合を2分の1

に復元するよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

学校現場における課題が多様化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員の定数改善などの施策が最重要課題です。

また、義務教育費国庫負担割合が引き下げられて財政が圧迫している中で、自治体も独自の努力をしていますが、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育のためには条件整備が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採択いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第2号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

地方財政の充実・強化を求めるため、国に意見書を提出していただきたいというものであ

ります。

2、陳情採択の理由。

地方自治体は、公的サービスを担う人材が限られている中で、介護などの社会保障、環境対策、教育など、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスが困難となっていることから、2019年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提

出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第3号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、陳情第5号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第5号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書についての報告書。

1、陳情の要旨。

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書を、国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

深刻な消費者被害、とりわけ高齢者の被害・トラブルが拡大しているにもかかわらず、地方消費者行政予算・消費者生活相談体制の状況は決して十分でないことから、今後も継続した国の財政支援が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、意見書案第4号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡大を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第5号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎決定第7号について

○議長（目時重雄君） 日程第16、決定第7号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第17、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付されました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって平成30年第3回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時39分